

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2023 年 3 月号

FinTech ニュースレター

資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について

I. はじめに

II. 指定資金移動業者の口座への支払を行うための労働者の同意その他事業場における対応

III. 指定資金移動業者に求められる要件

IV. 資金移動業者の指定手続等

森・濱田松本法律事務所

弁護士 堀 天子

TEL. 03-5220-1826

takane.hori@mhm-global.com

弁護士 林 幸賢

TEL. 03-5223-7706

yukimasa.hayashi@mhm-global.com

I. はじめに

2022 年 11 月 28 日、資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする、労働基準法施行規則（以下「労規則」といい、改正後の労規則を「改正労規則」といいます。）を改正する省令（厚生労働省令百五十八号）¹が公布され、2023 年 4 月 1 日より施行されます。

従前、賃金は通貨払いが原則であるところ（労働基準法 24 条）、労働者が同意した場合には、その例外として、銀行口座又は証券総合口座への賃金支払が認められていました（労働基準法施行規則 7 条の 2）。他方、資金移動業者の口座への賃金支払は認められておりませんでした。キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、上記労規則の改正がなされ、今般、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとなりました。

労規則の改正に合わせ、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和 4 年 11 月 28 日基発 1128 第 3 号）²、「賃金の口座振込み等について」（令和 4 年 11 月 28 日基発 1128 第 4 号）³及び資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）⁴が公表されています。

ガイドラインについては、パブリックコメントでの意見募集が行われ、2023 年 3 月 8 日付で意見募集結果（以下「パブコメ回答」といいます。）⁵が公表されています。

また、金融庁所管の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）についても改正案が公表され⁶、2023 年 3 月 19 日を期限としてパブリックコメ

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017141.pdf>

² <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017089.pdf>

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017090.pdf>

⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001069053.pdf>

⁵ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000250200>

⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230217-2/20230217-2.html>

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

ントでの意見募集が行われています⁷。

以下、本ニュースレターでは、改正労規則、各通達及びガイドラインの内容につき、紹介いたします。

Ⅱ．指定資金移動業者の口座への支払を行うための労働者の同意その他事業場における対応

今回の改正により、使用者は、労働者の同意を得た場合には、第二種資金移動業を営む資金移動業者であって、改正労規則 7 条の 2 第 1 項 3 号に従い厚生労働大臣の指定を受けた者の第二種資金移動業に係る口座への資金移動により、賃金を支払うことができることとされました（改正労規則 7 条の 2 第 1 項柱書及び同項 3 号柱書）。また、昨今、所定の賃金支払日より前に働いた分の一部の賃金を受け取る給与前払いサービスが普及していますが、本給の支払のみならず、前払い給与の支払も含め、労働者への賃金支払を資金移動業者の口座への資金移動により行う場合には、本制度の内容が適用されます（パブコメ回答 No108）。

(1) 各事業場における賃金支払の開始

具体的には、各事業場において次の手順により、指定資金移動業者口座への賃金支払が開始されます。

① 労使協定

使用者が、指定資金移動業者口座への賃金支払を行う場合には、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、協定を締結する必要があります。具体的には、(1)対象となる労働者の範囲、(2)対象となる賃金の範囲及びその金額、(3)取扱指定資金移動業者の範囲、(4)実施開始時期が記載された協定を締結する必要があります。指定資金移動業者においては、労使協定の範囲内で使用者による賃金支払が行われることに留意が必要です（ガイドライン第 4 の 1(1)）。

② 労働者への説明と同意

使用者が、当該第二種資金移動業に係る口座への資金移動により賃金を支払う場合には、当該労働者が預貯金口座や証券総合口座に対する賃金の支払を選択できるようにするとともに、当該労働者に対して以下の事項を含む内容を説明したうえで、当該労働者の同意を得なければなりません。使用者は、取扱金融機関、取扱証券会社及び

⁷ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=225022072&Mode=0>

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

取扱指定資金移動業者について、金融機関、証券会社又は指定資金移動業者の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定める必要があるとされています（ガイドライン第4の1(2)ア）。なお、同意書の参考例が公表されております⁸。

- イ 賃金の支払に係る資金移動を行う口座（以下単に「口座」という。）について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。
- ロ 破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。
- ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- ニ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。
- ホ 口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること。
- ヘ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

以下、上記各要件につきましては、下記「Ⅲ. 指定資金移動業者に求められる要件」において説明していますのでご参照下さい。

③ 労働者への説明の委託

労働者への説明については、使用者から指定資金移動業者に委託することも認められており、指定資金移動業者が積極的に協力することが望まれています。なお、労働者への説明を指定資金移動業者に委託した場合であっても、労働者の同意については、使用者自らが得る必要があることに留意する必要があります（ガイドライン第4の1(2)ウ）。

⁸ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017091.pdf>

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

④ 労働者の口座情報の取得

使用者は、労働者から同意を得る際に、併せて労働者が指定する口座（指定資金移動業者口座のうち、労働者が指定する口座を「労働者指定口座」といいます。以下同じです。）を特定するために必要な情報を取得する必要があります。指定資金移動業者によって、口座を特定するための情報が異なりますので、使用者は厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧にて確認する必要があるとされ、指定資金移動業者においても適切に周知を図ることが望ましいとされています（ガイドライン第 4 の 1(2)エ）。

(2) 賃金支払の実施

労働者指定口座に資金移動された賃金は、所定の賃金支払日の午前 10 時頃までに為替取引としての利用（労働者の預貯金口座等への出金指図、店舗等における代金支払への充当、第三者への送金指図等）が行い得る状態となっていること、及び所定の賃金支払日のうちに賃金の全額が払い出し得る状態となっていることが必要とされています。これらの状態にするために使用者がいつまでに労働者指定口座への資金移動の指図を行う必要があるかについては、指定資金移動業者ごとに異なり得ることから、使用者はあらかじめ指図期限等を確認の上、賃金支払を行う必要があり、このため、指定資金移動業者においては、賃金支払を行う使用者に対し、適切な賃金支払の手順等について周知に努める必要があるとされています（ガイドライン第 4 の 2）。

(3) 指定取消時及び指定辞退時の賃金支払

指定資金移動業者の指定が取り消された場合、又は指定資金移動業者が指定を辞退した場合、労働者指定口座に対して賃金支払を行っていた使用者は、当該賃金支払を行っていた労働者に速やかに確認の上、使用者が既に当該口座への送金指図を行っていた場合等の特段の事情がない限り、以降の賃金支払からは労働者が指定する別の方法によって賃金支払を行う必要があります。このため、指定資金移動業者においては、指定が取り消された場合又は指定を辞退しようとする場合には、労働者及び使用者に対してその旨を通知することが適当とされています（ガイドライン第 4 の 3）。

Ⅲ. 指定資金移動業者に求められる要件

使用者が、賃金を支払うことができる口座を提供できるのは、第二種資金移動業を営む資金移動業者であって、改正労規則 7 条の 2 第 1 項 3 号に従い厚生労働大臣の指定を受けた者に限ります。第二種資金移動業者が、この厚生労働大臣の指定を受けるために満たす必要のある要件は、上記Ⅱ. で掲げたイからへに加え、以下の二つの要件となります。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- ト 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
- チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

以下、各要件の内容につき説明します。

(1) イの要件

① 賃金支払口座の上限額と口座の提供方法

「口座残高を 100 万円以下にするための措置」としては、①指定資金移動業者口座の資金に係る受入上限額を 100 万円以下の額に設定していること、又は、②当該資金が 100 万円を超えた場合の超過分等の送金先となる預貯金口座又は証券総合口座（以下併せて「預貯金口座等」といいます。）を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が 100 万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から当該預貯金口座等（以下「指定代替口座」といいます。）への送金を行うことで当該資金を 100 万円以下とするように措置していることが必要です。また、上記の①受入上限額を 100 万円以下の額に設定する場合において、賃金の支払により受入上限額を超過するときには、その超過する資金も含む賃金全額を一旦は受け入れることが必要であるほか、口座残高が 100 万円を超えたときには、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から指定代替口座への送金を行うことで当該資金が 100 万円以下となるように措置していることが必要とされております（ガイドライン第 2 の 1(1)）。

賃金を受け入れる口座は、資金移動業者が通常提供している資金移動業者口座とすることもできるほか、通常提供している資金移動業者口座とは別に、賃金を受け取るための口座を準備することも可能です。ガイドラインでは、利用規約等により、賃金の支払を行う口座とそれ以外の口座が別々の口座として明確に分けられており、賃金支払を行う口座の入出金がそれ以外の口座と独立して行えるよう別々に管理されている場合であって、労働者がこの点を認識できることを前提に、当該それ以外の口座について、指定要件に係る措置を講じることまでは求めない（すなわち、賃金を受け取るための口座についてのみ指定要件を満たせばよい）こととされています（ガイドライン第 2 柱書）。一方で、労働者指定口座内で賃金相当額に係る債務の額とそれ以外の債務の額を技術的に区分管理できる場合であったとしても、利用規約等により、賃金支払を行う口座の入出金がそれ以外の口座と独立して行えるよう別々に管理することが必要とされており、いわゆる労働者からみて、口座（アカウント）が分かれていると認識できることが必要です（パブコメ回答 No3）。労働者の利便のため、労働者指定口座を含む複数の口座の残高を合算した残高合計額をアプリケーションなどにおいて表示することは妨げられませんが、労働者が保証の対象となる同一の口座

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

と誤認しないよう配慮することが必要です（パブコメ回答 No3）。

また、パブコメにおいては、労働者が 1 指定資金移動業者において複数の指定資金移動業者口座を保有することを希望する場合に、指定資金移動業者が 2 口座目以降の口座についても資金保全等の本ガイドラインが定める指定要件に係る措置を実施することを前提に、労働者が 1 指定資金移動業者において複数の賃金受取の口座を保有することも可能との回答がなされており、複数の企業からの受取り口座を別々に用意するなどの実務上の工夫を行うことも考えられます（パブコメ回答 No2）。

② 賃金支払口座の上限額を超えた場合の措置

口座残高が 100 万円を超えた場合には、当日中に口座残高を 100 万円以下とすることが必要です。これは、賃金には期日払いの原則が適用されることから、使用者が支払った賃金は期日にいったん資金移動業者口座において受け入れたうえで、速やかに指定代替口座への払出しを行わせるものです。

当日中の処理として、口座残高が 100 万円を超えた場合に自動的に払出しを行うことも可能であるほか、いったん指定資金移動業者が労働者に利用・払出等を促し、労働者が自ら利用・払出等を行うこと等により、口座残高が 100 万円以下となった場合には、指定資金移動業者が超過分の指定代替口座への送金を行う必要はないとされています。もっとも、このような場合でも、労働者が必ずしも当日中に払出等をしていない可能性もあるため、指定資金移動業者は当日中に口座残高を 100 万円以下とすることができる体制を有していることが必要とされています。

当日中の指定代替口座への送金については、少なくとも、指定資金移動業者口座からの減算及び指定代替口座への送金指図を当日中に行う必要がありますが、指定代替口座への着金時期は、個々の状況に応じて適切に行われることも許容されています。

また、口座残高が 100 万円を超える場合、口座上限を超えるとして使用者に単にエラーを返すだけ、というような対応は認められませんが、口座上限を超える金額はあらかじめ指定する銀行口座へ送金するなどの資金移動業者の側で対策を行い、利用者もこれを承諾しているような場合には、賃金の期日払いの原則には反しないと考えられ、個別具体的なサービス内容に応じて、指定の審査の際に確認を受けることが必要です。

(2) ロの要件

「破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となつたとき」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て又は資金決済法 59 条 2 項 1 号に規定する権利の実行の申立て（以下総称して「破産手続開始の申立て等」といいます。）があったときとされています（ガイドライン第 2 の 2(1)ア）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

そして、破産手続開始の申立て等があったときは、指定資金移動業者口座の資金全額（以下単に「口座残高全額」といいます。）に係る債務について、当該指定資金移動業者に代わり、保証機関が速やかに労働者に弁済することを内容とする保証委託契約を指定資金移動業者と保証機関との間で締結すること及び同内容の保証契約を労働者と保証機関との間で締結すること等により、指定資金移動業者の破綻時の資金保全が実効性を伴って担保されていることが必要とされております。これらの保証委託契約及び保証契約の様式例についてもガイドライン別紙様式第12号及び第13号として公表されています⁹。

保証の対象は、賃金支払口座残高に係る債務です。「口座残高」とは労働者が資金移動業者に対して為替取引の依頼又は操作ができる金額（アプリケーション上でバリュー残高として表示されている金額）のことであり、労働者から送金依頼がされているが為替処理中等の債務の金額は含まれません（パブコメ回答 No9）。賃金支払口座残高には、使用者から支払われた賃金相当額のほか、自らチャージができるような場合には、当該チャージによって加算された残高も含まれ、保証の対象となる口座残高全額に係る債務には、使用者から支払われた賃金相当額に係る債務以外のものも含まれるとされています。仮に指定資金移動業者口座内で賃金相当額に係る債務の額とそれ以外の債務の額を技術的に区分管理できる場合であったとしても、賃金相当額に係る債務以外の債務の額も含めた口座残高全額を保証対象とすることが必要です（ガイドライン第2の2(1)イ）。他方、労働者が1指定資金移動業者において複数の指定資金移動業者口座を保有する場合において、利用規約等により、賃金支払を行う口座の入出金がそれ以外の口座と独立して行えるよう別々に管理されている場合であって、労働者がこの点を認識できる場合は、賃金相当額に係る債務以外の口座の債務について保証することまでは求められません（パブコメ回答 No.25）。

また、「速やかに」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われたうえで、労働者が当該指定資金移動業者（指定資金移動業者であった者も含む。）又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内（労働者からの請求を要せずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内）であることをいうものとされております（ガイドライン第2の2(1)ウ）。

保証機関としては、銀行、保険会社、保証会社等が想定されていますが、労働者への速やかな弁済を保証するという要件を満たす限り、その主体は限定されないものとされています。但し、資金保全の仕組みの実効性が担保されているかについては、保証機関の財務状況等のほか、保証機関と資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め、総合的に考慮の上、個別に審査し適否が判断されるものであることに留意する必要があります（ガイドライン第2の2(2)）。

保証機関は、指定資金移動業者の破綻時等には口座残高全額を労働者に弁済するため、一時的な資金需要に確実に対応することが必要であり、そのために十分な資金を

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03_00028.html

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

確保できることが重要であるため、具体的には、①保証機関が金融機関との契約等により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額（原則として100万円に指定資金移動業者口座として設定した最大口座数を乗じた額を想定）が調達可能額（金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等）の範囲内であること等が必要とされています。また、指定資金移動業者口座の全てを保証対象とすべきことから、指定申請の際には、原則として上記の最大口座数（貸金支払が認められる口座数の上限）を条件として設定することとなるものとされています（ガイドライン第2の2(2)）。

但し、事業者として口座残高上限額を超える額をシステム上、確実に受け入れないなどの措置を講じていることにより、保証額を100万円以下の額を基準として算出する場合は、システム要件等について、審査時に提出する指定申請書等の書類を確認の上、個別判断により、要求される保証額が下げられる可能性があります（パブコメ回答 No.38）。また、最大口座数を設定しないことも、個別判断の上認められる可能性があります（パブコメ回答 No.39）。

また、保証機関が、履行保証金保全契約を保証契約と併せて締結することも、複数の機関で保証金額等を分担して行うことも、ガイドラインの定める保証機関及び履行保証金保全契約に係る要件を満たしていれば問題ないものとされています（パブコメ回答 No.45、No.46）。

(3) ハの要件

「労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組み」とは、次のような仕組みであるとしており、利用規約等によりその実施が担保されている必要があるものとされています（ガイドライン第2の3）。

- ① 労働者に過失がない場合には、その損失額全額を補償することとしている必要がある。

② 労働者に過失がある場合には、個別対応とすることは差し支えないが、損失を一律に補償しないといった取扱いには認められない。過失事案を個別対応とする場合であっても、資金移動サービスの内容に応じて、適切な補償の仕組みとすることが重要であり、消費者契約法（平成12年法律61号）その他の法令に照らし、労働者の保護に欠けるような補償方針は許容されるものではない点に留意する必要がある。また、個別対応として、下記のように、補償する場合としない場合がある場合には、労働者にわかりやすく説明する必要がある。

ア 労働者の過失の程度によって補償の有無や内容が異なる場合は、故意、軽過失、重過失など、過失の程度ごとに、その内容

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- イ 労働者の親族等による払出の場合や、労働者が虚偽の説明を行った場合など、一定の場面において補償の有無や内容が異なる場合は、当該場面とその内容
- ③ 補償の条件として、損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを求める場合には、当該期間は少なくとも損失発生日の翌日から起算して 30 日以上（労働基準法施行規則の一部を改正する省令の公布について（令和 4 年 11 月 28 日付基発 1128 第 3 号）の「当該期間は少なくとも損失発生日から 30 日以上」と同旨）は確保されている必要がある。

(4) 二の要件

指定資金移動業者口座の資金に係る債務について、特段の事情がない限り、当該指定資金移動業者口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも 10 年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが必要とされています。

「特段の事情」とは、例えば、警察からの要請により口座の凍結等が行われる場合や労働者が虚偽の情報を指定資金移動業者に登録していた場合等、資金移動が最後にあった日から 10 年間、債務を履行できるようにしないことが合理的である事情が該当すると考えられています（ガイドライン第 2 の 4）。

なお、口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも 10 年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが求められておりますが、口座継続の期間について特段の定めはありません（パプコメ回答 No.52）。したがって、資金移動業者が、その利用規約等の定めにしたがい、不稼働口座を所定の期間で解約としたうえで、口座残高を返還することは引き続き認められ、債務の履行が残るような場合には 10 年間債務を負うことが考えられます。

(5) ホの要件

「資金移動が一円単位でできる」とは、1 円以上 1 円単位で利用者が指定する金額の資金を移動することをいうものとされています。

(6) ヘの要件

指定資金移動業者は、提供する払出の方法の全てにおいて 1 円単位での払出が求められるものではなく、1 円単位で払出が可能な手段を 1 つ以上有していることで足りるが（国内での払出が前提）、その手段は労働者の利便性に配慮して確保することが望ましいものとされています。

また、指定資金移動業者が 1 日当たりの払出上限額を設定することは差し支えありませんが、その場合には、労働者が設定する指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の金額は、当該払出上限額以下に設定される必要があることに留意が必要

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

となり、また、1 日の払出可能時間帯を設けることは差し支えないが、労働者の利便性に配慮して設定することが望ましいものとされています(ガイドライン第 2 の 6(1))。

払出手数料については、少なくとも毎月 1 回(毎月 1 日から月末までの間に 1 回)は、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出することができる必要があります。他方で、振込等先の預貯金口座等からの払出に係る手数料については、この限りではありません。また、賃金支払が可能な指定資金移動業者口座として当該要件を満たしている必要があることから、仮に当該指定資金移動業者口座への資金移動による賃金支払が行われなかった月においても、毎月 1 回は、労働者に手数料負担が生じることなく払出ができることが必要となります(ガイドライン第 2 の 6(2))。なお、全ての金融機関の払出に係る手数料を無料にすることを求めるものではないものの、特定の金融機関のみの払出に係る手数料を無料にする場合は、労働者の便宜に十分配慮することが望ましいとの考えが示されています(パブコメ回答 No.67)。

なお、手数料負担を生じさせない手段として、手数料を無料とするほか、手数料相当額のポイントを付与するなどの対応も考えられますが、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)Ⅱ-2-2-1-1(5)(注)1 のとおり、預り金規制との関係に留意が必要とされています(ガイドライン第 2 の 6(2))。

(7) トの要件

報告体制につきましては、指定資金移動業者のみならず、資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関においても同様に、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である点に留意が必要となります。

指定資金移動業者は、当該報告体制を整備していることを証するため、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を厚生労働省に提出する必要があるものとされ、また、指定資金移動業者は、資金保全の仕組みに係る要件を満たすために契約を締結している保証機関をして、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を差し入れさせ、厚生労働省に提出する必要があるものとされております(ガイドライン第 2 の 7)。

(8) チの要件

指定資金移動業者が賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有するか否かについては、次に掲げる事項が総合的に考慮され、判断されるものとされています(ガイドライン第 2 の 8)。

- ① 資金決済法令に基づき業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していること。特に、指定申請時において、資金決済法 55 条の規定による業務改善命令又は同法 56 条 1 項の規定による業務停止命令がなされていないこと。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- ② 賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、指定資金移動業者が、労働者指定口座が存在することを確認する措置、当該口座が賃金支払を行う要件を満たしていることを確認する措置等を講じていること。
- ③ 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「ISMS 認証」を取得していること。なお、第三者認証の取得を申請中である場合には、申請中であることが分かる資料と認証を受ける時期の見込みを提出することにより、資金移動業者の指定の申請は受理され得る。ただし、第三者認証の取得が完了するまでは指定要件を満たさないため、それまでは指定されないことに留意すること。
- ④ その他技術的能力・社会的信用に疑いを生じさせる事実がないこと。

IV. 資金移動業者の指定手続等

来たる 2023 年 4 月 1 日に労働基準法施行規則の一部を改正する省令が施行され、資金移動業者からの指定申請の受付が開始されます（暦の関係で、指定申請の受付開始は 2023 年 4 月 3 日からとなります。）。

厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、第二種資金移動業を営むこと及び指定要件を満たすことを証明する書類を添付し、指定申請書（ガイドライン別紙様式第 1 号）を厚生労働大臣に提出しなければならないこととされています。具体的には、指定申請書（ガイドライン別紙様式第 1 号）とともに、添付資料として指定申請書の記載内容（指定要件を満たすために講ずる措置等）の裏付けとなる以下に掲げる資料を厚生労働省に送付する必要があるものとされています（ガイドライン第 3 の 1）。なお、指定申請書等の様式についても、ガイドラインとともに公表されています¹⁰。

- ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
- （ア）金融商品取引法（昭和 23 年法律 25 号）24 条の規定により有価証券報告書の作成及び提出を求められている会社：直近事業年度の有価証券報告書
 - （イ）（ア）以外の会社：最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（指定の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成 17 年法律 86 号）435 条 1 項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
- イ 指定の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法 396 条 1 項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
- ウ 指定に係る事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（資金決済法 38 条 1 項 7 号に規定する資金移動業の種別をいう。）ごとの収支の見込みを記載した

¹⁰ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/ziqyonushi/shienjigyoyou/03_00028.html

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

書面

- エ 資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）
- オ 資金移動業を管理する責任者の履歴書
- カ 資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）
- キ 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約書
- ク 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
 - （ア）指定資金移動業務紛争解決機関（資金決済法 51 条の 4 第 1 項 1 号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。）が存在する場合：当該資金移動業者が資金決済法 51 条の 4 第 1 項 1 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称
 - （イ）指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合：当該資金移動業者の資金決済法 51 条の 4 第 1 項 2 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- ケ その他参考となる事項を記載した書面

厚生労働省は、指定の適否の審査において、資金移動業者から提出された指定申請書等の書類の確認に加え、必要に応じてヒアリングを行うものとされております。

そして、審査の結果、資金移動業者が指定要件を満たしていると判断した場合には、資金移動業者に対して指定通知書（ガイドライン別紙様式第 3 号）を送付することによって、指定する旨の処分を行うものとされ、指定の効力は、指定通知書が資金移動業者に到達した時点で生じるため、その時点から指定資金移動業者として賃金支払の手段となることが可能となります。

厚生労働省の指定の審査には、数か月かかることが見込まれ、厚生労働大臣が指定した際には、速やかに指定された資金移動業者に関する情報（資金移動業者の名称、資金移動サービスの名称、資金保全の仕組みに関する情報、労働者からの同意取得時に記載が必要な情報など）の一覧が掲載される予定です。

以 上

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『Web3、NFT、メタバースの法律実務と政策動向～概要から最新動向まで丁寧に解説～』
開催日時 2023 年 5 月 11 日（木）13:30～16:30
講師 増田 雅史
主催 金融財務研究会

文献情報

- 本 『クリエイターのための NFT 参入マニュアル』
出版社 株式会社三オブックス
著者 増田 雅史

NEWS

- [The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて高い評価を得ました](#)
The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて当事務所は日本における FinTech を含む各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners 又は Rising Stars の高い評価を得ました。
さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナムにおいても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野にて高い評価を得ております。
Fintech の分野では下記のとおり選出されています。

JAPAN

分野

- ・ FinTech (Tier 1)

弁護士

- ・ 増島 雅和 (Leading Individual)
- ・ 堀 天子 (Leading Individual)

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com